

佐久圏域及び上田圏域に 「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

佐久圏域及び上田圏域において新規陽性者の確認が相次いでおり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められることから、両圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

1 感染の状況等

佐久圏域及び上田圏域における新規陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間(7月24日～30日)の新規陽性者数は、佐久圏域で26人、人口10万人当たりでは12.70人、上田圏域で20人、人口10万人当たりでは10.30人となっており、前週(7月17日～23日)と比較して、佐久圏域で8.7倍、上田圏域で6.7倍と急増しています。

この状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当しています。また、県外との往来に由来すると考えられる事例や複数の感染経路が不明な事例などリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、佐久圏域及び上田圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

2 佐久圏域及び上田圏域における県の対策強化について

佐久圏域及び上田圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を別紙1のとおり強化します。両圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いいたします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)に基づき実施するものです。)

3 県民及び事業者の皆様へのお願い

佐久圏域及び上田圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様は、県の対策強化にご協力いただくとともに、別紙2「この夏を過ごすにあたってのお願い(7月30日改定)」に沿った対応の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」



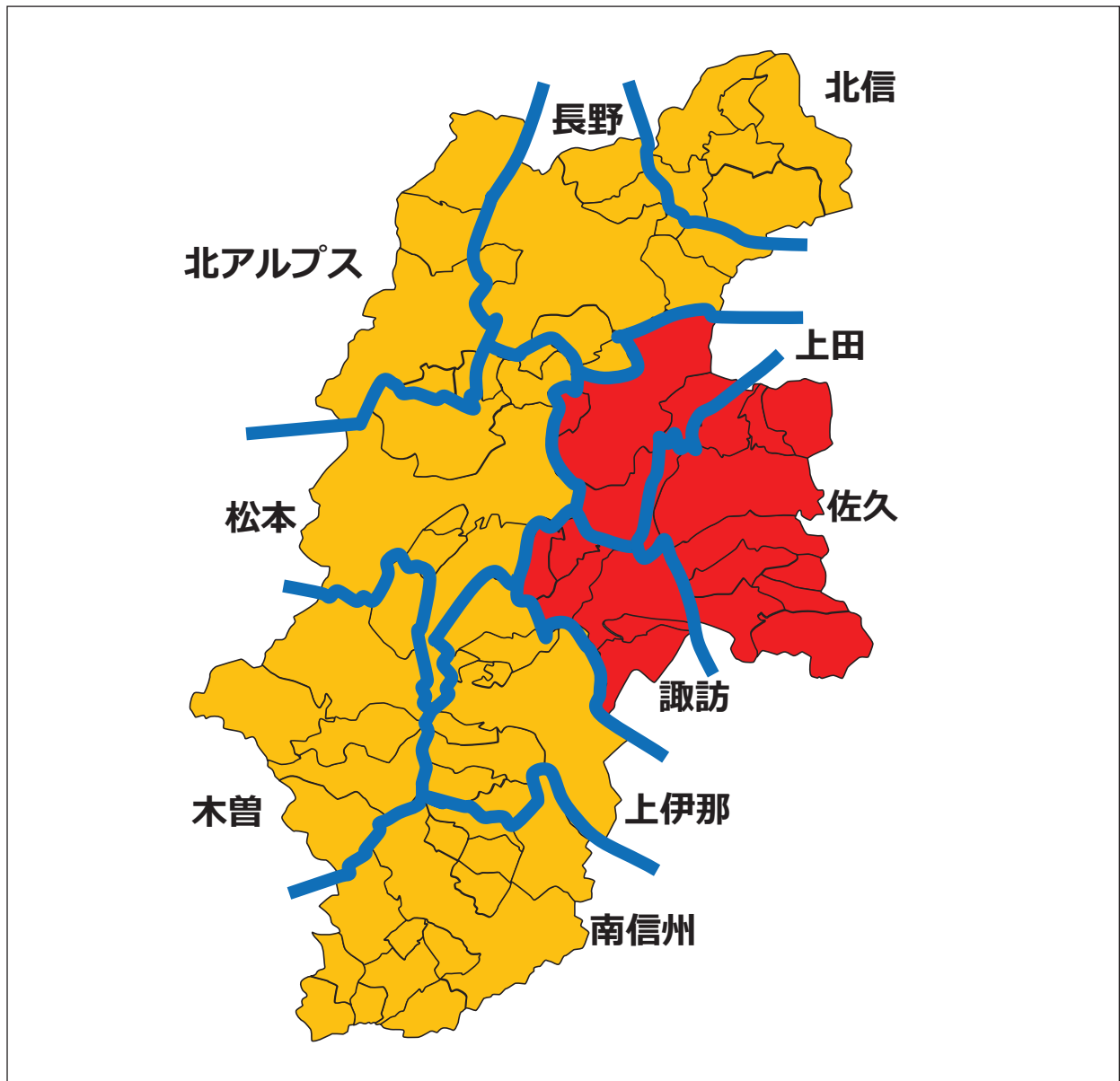
新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

10 圏域の感染警戒レベル (R3. 7. 31 現在)

感染警戒レベル4の圏域 3 圏域 佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域

感染警戒レベル3の圏域 7 圏域 上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、松本圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域



佐久圏域及び上田圏域における県の対策強化について

(県民の皆様への協力要請)

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(事業者の皆様への協力要請)

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ④ 職場や学校（部活動の場など）での感染防止対策の徹底を働きかけます
(積極的な検査等の実施)
- ⑤ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します
- ⑥ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)
8 月 22 日までの「感染対策強化期間」においては、普段会わない方との会食は控えること、特に、同居のご家族以外で行う飲酒を伴う 5 人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えることをお願いしているところですが、佐久圏域及び上田圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)
佐久圏域及び上田圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。
- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)
佐久圏域及び上田圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。
- ④ 職場や学校（部活動の場など）での感染防止対策の徹底を働きかけます
職場や学校（部活動の場など）において、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止対策を徹底するよう働きかけを行います。
また、特に職場において、休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者を重ねて働きかけを行います。
- ⑤ さらに積極的な検査とクラスター対策を実施します
疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例が生じた場合は従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム (CCT-Nagano) を機動的に派遣します。
- ⑥ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します
重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の設置者が従業員等を対象として自主的に行う検査を支援します。

この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）

別紙2

～第5波を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻しましょう～

※改定箇所下線

現在、東京都を中心とする首都圏だけではなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向となっており、感染力が強いと言われるデルタ株の置き換わりも進む中で、これまで経験したことのない感染拡大となっています。

県内においても、感染経路が県外と推定される事例のほか同居家族や知人の間での感染や感染経路不明の事例が多く確認されており、新規陽性者数は急増しています。

新たな人流の増加が見込まれる夏休み・お盆を迎えるなかで、この時期の過ごし方は、第5波の拡大を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻すために極めて重要です。

このため、7月22日から8月22日までを「感染対策強化期間」とします。

県民及び事業者の皆様には、この期間中、特に次の点についてのご協力をお願いいたします。

令和3年7月30日

長野県知事 阿部 守一

ウイルス（デルタ株等）を県内に持ち込まないために

- 信州への帰省及び県外への訪問については、この期間中はできるだけ控えてください。

県内で感染を広げないために

- 基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。
- 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。
- 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。
- 普段会わない方との会食は控えてください。特に、同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
- 会議やイベントについては、小規模化・分散化・リモート化・短時間化を徹底してください。

安心して元気な長野県を取り戻すために（ワクチン接種について）

- ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。
- 多くの方がワクチン接種を完了するまでには時間がかかることから、接種がお済みの方も含め、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

「思いやり」と「支え合い」で新型コロナを乗り越えましょう

- 県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。